

令和3年度 第5回

武蔵野市国民健康保険運営協議会 会議録

令和3年10月28日（木）

武蔵野市役所 全員協議会室（7階）

令和3年度 第5回武蔵野市国民健康保険運営協議会会議録

日時：令和3年10月28日（木）午後1時30分から3時15分まで

会場：武蔵野市役所全員協議会室（7階）

出席者：

*委員15名

生駒 耕示 （被保険者代表）
日名 子英男 （被保険者代表）
今井 孝一 （被保険者代表）
北山 富久子 （被保険者代表）
伊藤 直樹 （被保険者代表）
藤田 進彦 （医療機関代表）
西澤 英三 （医療機関代表）
川崎 泰一郎 （医療機関代表）
飯川 和智 （医療機関代表）
大野 あつ子 （公益代表）
ひがし まり子 （公益代表）
内山 さとこ （公益代表）
橋本 しげき （公益代表）
西園寺 みきこ （公益代表）
西塚 裕行 （保険者代表）

*事務局

健康福祉部 保健医療担当部長
保険年金課長
国保年金係長
資格・給付担当係長
財務部納税課長
財務部納税課納税係長

欠席者：

*委員2名

長谷川 ひとみ (医療機関代表)

匂坂 仁 (保険者代表)

【会 長】 お待たせをいたしました。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより「令和3年度 第5回国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

本日は、皆様、ご多用中にもかかわらずご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

まず初めに、事務局に異動がありましたので、事務局より紹介をお願いいたします。

(事務局の紹介)

【会 長】 よろしくお願ひします。

それでは、次に進ませていただきます。

本運営協議会は、委員定数の2分の1以上が出席し、かつ武蔵野市国民健康保険条例第2条各号に規定する委員の1人以上が出席していなければ会議を開くことができないとされております。本日は15名の委員にご出席をいただき、会議は成立しておりますので、進めさせていただきます。

初めに、傍聴についてお諮りいたします。定員の範囲内で傍聴の申込みがあった場合、本日の傍聴を許可することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議ないものといたします。

(傍聴者：なし)

次に、会議録の署名委員を決めたいと思います。

(会議録署名委員決定)

それでは、本日の日程に従いまして議事を進めます。

議題（１）諮問事項「令和４年度の武蔵野市国民健康保険税の税率等について（継続審議）」となっておりますので、追加資料など、事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

【会 長】 それでは、今説明のありました資料について、また、前回の資料につきましてもご質問のある方、ありましたら挙手をお願いしたいと思います。

前回、時間の都合でご質問できなかった方、いらっしゃると思いますので、ぜひこの間にご質問、ご意見をいただければと思います。

また、本日は継続の審査となっておりますので、後半では答申案をまとめてまわりたいと思いますので、ご質問、ご意見がある方は、お早めをお願いしたいと思います。

【委 員】 この資料をわざわざ出してくる目的というのが、説明がなかったと思います。目的は何でしょうか。

それから、この「横出し」という意味が、市役所の中では通用するでしょうが、私どもとしては、前回も申しあげましたように、説明をしておくべきだと思います。

【事 務 局】 ご質問２点いただきました。

まず、この資料２を出させていただいた目的といたしましては、世帯人数が多い世帯に対しての、要は、所得階層ごとの負担の状況、あり方というところに関してご質問等をいただきました。

そのため、今回の市の案として示させていただいた対象を超えた所得の世帯数、影響額等につきまして皆様に議論していただくに当たって、その実情をこの資料で取りまとめて配付させていただいたところでございます。

例えば所得 400 万円を超えた世帯の世帯数が、現状としてどういうふうにあるのかということをお示しした資料となります。

そして、「横出し」と言いますのは、令和 4 年度から子育て減免に関して未就学児を対象とした国の制度が新たにできます。それを受けた形で、国の制度自体が未就学児を対象としておりますので、既存の武蔵野市の制度におきましては、6 歳～17 歳までの子どもを対象とした制度に見直しを行う。これについて、国の制度を超えた形で市の制度を加えて見直しをすることをもって「横出し」という言い方をさせていただいております。

「横出し」というのは、ある意味、行政的な言い方にはなりますけれども、国の制度に加えて対象を広げることをもって「横出し」という言い方をしております。

説明が不足しておりますて、申し訳ございません。

【会 長】 よろしいでしょうか。

【委 員】 はい。

【会長代行】 前回の資料になるかと思いますが、資料 2 というのがありますけれども、A 4 の横の綴じてあるものですが、これの 8 ページのところに、改正前と改正後の一覧の表が載っております。前回、訂正もこのページであったと思いますけれども、質問は、今回は、所得割率は合計で 0.40% の引き上げ、それから、均等割額は合計で 3,000 円の引き上げと、こういう案だと思います。

その内訳が、基礎分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分という形で、所得割ですと、それぞれ 0.10%、0.15%、0.15% の引き上げ、均等割だとそれぞれ、これはちょっと訂正がありましたけれども、1,500 円と 800 円と 700 円の引き上げということ。

この合計で、所得割率 0.40% と、均等割額 3,000 円引き上げというのは、計画の進捗との関係で出てきている数字だと思いますけれども、この内訳、こういう内訳にしていることの根拠というか、妥当性というか、これの考え方を一つお聞きしておきたいと思います。

【事 務 局】 ご質問ありがとうございます。

今回の 1 人当たり赤字削減額 5,000 円を目指した所得割率と均等割額の引き上

げ幅、それとその内訳についてですけれども、令和3年度の当初賦課の時点での被保険者情報に基づいて、1人当たりの引き上げが4,600円になるような税率を、まずシミュレーションするところから始めさせていただいております。それで、ちょうど4,600円になるようなバランスのよい引き上げというのが、その税率を調整してもなかなか出てこないところではあるのですが、そんな中で、できるだけ医療、支援、介護に大きな偏りが出ないように4,600円に近づけると、こういった数字になるというところです。

本来的には、医療も支援も介護も標準保険料率に対しては、所得割も均等割も足りないところではありますけれども、特に、例えば医療を重点的に上げるとか、介護を重点的に上げるとかという視点よりも、4,600円になりつつ、その負担感が低所得者から高所得者の方に対して満遍なく行く形で分配をできるような税率というところで設定をしているものになります。

以上です。

【会長代行】 今回は、賦課限度額の改定はなしということになっておりますが、基礎分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、それぞれこの改定が行われた場合に、要するに限度額に達する所得階層はどのあたりになるのかというのは、わかりますでしょうか。現在は所得何百万円で、基礎分は限度額に達している。それで、今度改定になったら、税率は変わりますけれども、——でも、限度額は変わらないから、それも変わらないのか、限度額に達するのはどのぐらいの所得階層なのかというのは、それぞれの3つの内訳と合計についてお聞きしたいと思います。

【事務局】 ご質問ありがとうございます。

限度額に到達する所得についてですけれども、これは、医療分、支援分、介護分にかかわらずその世帯の被保険者数によって、幾らの所得で上限額に達するかというのが異なります。

具体的に言うと、例えば被保険者が多い世帯においては、それだけ均等割が多く発生しますので、所得が低くても、つまり所得割が一定より低くても、結果的に限度額に達する場合があります。

それで、被保険者が1人だった場合は、均等割額は1人分しか発生しませんので、そういったことでは、所得割が多い割合を占める形で限度額に到達すること

になります。配布資料のモデルケースにおいては、医療分・支援分の限度額到達所得を示しております。

そのため、限度額に到達する所得というのは、具体的な数字としてお示しはできないのですが、例えば医療分では大体 450 世帯ぐらいが当初の時点では限度額に到達していました。一方で、支援分では大体 600 世帯が限度額に到達していたりと、医療分や支援分によって限度額に到達する所得が異なるため世帯数も異なっております。ただ、具体的はお示しはできないのですが、概ね 1,000 万円前後となります。

【会長代行】 わかりました。

今回、限度額の改定はないので、直接的に限度額がどこになるかということにはならないかもしれないけれども、しかし、税率等の改定で、やはり限度額に達する所得階層がどのあたりなのかという大まかな目安でも、本当は示していただきたいと思っているのですが、今のご答弁でも、とりあえずは受けておきますけれども、今後は、その辺はもう少し示していただければと思います。

それから、今日いただいた資料ですが、「モデルケースⅡ、40 歳代夫婦、子ども 2 人の 4 人世帯【修正版】」とありますけれども、まず、お聞きしたいのは、前回配られた資料より情報を入れていただいた資料だと思いますが、前回の資料と数字が違っているというのは、これはまずご説明いただけますでしょうか。

例えば②世帯所得 155 万円とありますよね。前回の資料だと、現行は世帯課税額は 19 万 6,100 円なのが、今回、現行が 17 万 6,500 円になっているとか、あと、ほかも違っているところがありますけれども、まず、この数字の違いについてご説明いただきたいと思います。

【事務局】 ご質問ありがとうございます。

資料 1 につきましては、今、おっしゃっていただいたとおり、前回（第 4 回）示させていただいた資料 4 と、今回（第 5 回）、資料 1 で示させていただいているところの、例えば②、③については、改正案ではなくて現行のほうの金額が違いまして、結果、現行との差が違ような資料になってしまっております。今回お示したものが正しいものになりまして、前回の計算が誤っております。今回の資料が正しいものになります。

ご説明が事前に十分できておらず、申し訳ありませんでした。大変失礼いたしました。

【会 長】 そういうことは先に言っておかないと誤解を招きますよね。それでは、今日いただいた資料が正しい現行の数字ということで、皆様ご理解のほどをお願いします。

【会長代行】 そういう訂正だということですが、そうすると、だから、現行の額が下がった形での修正のペーパーを加えたので、「現行との差」というところは大きくなっているわけですね。だから、まあ問題だなと思いますね。

それから、前回は3パターンのモデルケースをいただいて、今回はモデルケースⅡの改定というか、新たな資料をいただいているのですが、モデルケースⅠとⅢについては、修正はないということよろしいですか。

【事務局】 モデルケースⅠとⅢについては、修正はありません。今回、Ⅱについてのみ修正になります。

【会長代行】 わかりました。

それでは、その前提で一つお聞きしたいのは、今度、国の制度で子育て減免の関係で始まるわけですが、市の制度は、先ほどもあったように横出しという形での仕組みに、今考えていると。

そこで、前日も議論がありました。そういう子育て世帯と言いますか、お子さんがいらっしゃる世帯、特に何人もいらっしゃる世帯は均等割が、その分かるということもあり、やはり負担が多くなるだろうということですね。

そういう世帯を支援していく関係から、現行で400万円以下という市が設定している所得制限について、例えば所得制限の額をもう少し上げるとか、国は、未就学児ではありますが、「所得制限はなし」という形に制度構想をしておりますけれども、市としても、それに近づけていくような横出しの仕方をするとか、そういう支援の仕方があり得るのではないかなと思うんですね。

その点についてはどのようにお考えか、お聞きしておきたいと思います。

【事務局】 現状につきましては、従前の制度を受けた形で国の制度が新たにできるという形で、今回の案を示させていただいたところでございます。

そういう意味で言うと、所得制限のあり方だとかというのは、様々考え方があ

るところかとは思っておりますが、従前の制度が低所得者減免ではないけれども、所得の低い方というのが、お配りした資料を見ていただいてもわかるのですが、負担割合から言うと、やはり負担が多いところがございますので、現時点では400万円という形で所得制限を示させていただいておるところでございます。

ただ、この制度自体ができたのが3年前で、2年前からということでございますので、その所得の状況等を踏まえて、その部分を一定考えるということは、可能性としてはあることかなと思っておりますし、また、国の検討いかんによっては、当然ながら市の制度としてどうあるべきかというところは考えるべきことかと考えております。

【会長代行】 それでは終わりますけれども、国の制度がどうなるかというのは、国でよく議論していただく必要があるのですが、市として何ができるかという観点で言うと、負担が特に重くなると考えられるような所得階層であるとか家族構成の世帯に対して支援をしていくような仕組みというのは、さらに充実していく必要があるのではないかと私は思っていますので、その点は、今後ぜひご検討いただきたいということで終わりたいと思います。

【会 長】 ご意見として、よろしいですか。

【会長代行】 はい。

【会 長】 ご質問がある方いらっしゃいますか。

【委 員】 今回のポイントの一つが、今の子育て世帯への配慮ということだと思います。それで、資料1を見ると、やはり考えなければいけないところが2か所あると思います。

今話があったとおり、まず、もともと低所得者軽減の対象から外れる400万円ぐらいの世帯というところが一つポイント、それから、もう一つポイントは、裏側の⑨の800万～900万とか、その辺ですよ。その辺が、今回4万円プラスになるところになっていて、これは、やはり実質的な負担感というのはとても軽視できないところかなと思います。

ここら辺のところは、今までは現役世代で負担していただくという考えできていたご家庭だとは思いますが、今回の市の制度を見ても、これからの子育て支援の考え方は「所得制限なし」という方向に、今シフトしてきている。その

ような流れというのは、今あると思います。

それで、その具体的な例としては、武蔵野市も 18 歳までの医療費の無償化というのは所得制限なしで導入した。いろいろ議論はありましたけれども、そういう流れもありましたので、私は、今回検討するポイントとしては、やはり子育て世代に対する支援は、「所得制限なし」で、というところがあるのではないかと思います。

それで、資料 2 を見ると、それも細かく出していただきました。400 万円以上のところが 1,000 万円超えるところまで、どのぐらいの世帯数があるかということが 18 とか 9 とか 10 とか世帯数を出していただいたわけですが、数は少ないですけれども、まさにこの方たちに配慮が行き届くことが、今回求められているかなど、私はそのように思っております。

これは、意見ということですが、答弁は先ほども会長代行への答弁にもあったかと思うのですが、ここは、ぜひ実現したらいいのではないかと私は思っております。

何かありましたら、お願いします。

【事務局】 「市の減免制度としてどうあるべきか」ということにつきましては、事務方も様々議論をしたところでございます。この減免につきましては、総務省からの通知等がありまして、「一定の事由に該当することを理由として、一律かつ無条件に当該税負担を軽減するような措置を講ずることがないよう留意すること」ということが、実は国から示されているところでございます。

そして、平成 30 年の話ですが、長野県の小海町で、3 番目以降の子に対する国保料の均等割について、所得要件のない免除規定を設置した条例案を検討されたことがございます。それにつきましては、「免除が地方税法に適さない」とする国の見解が、県を通じて町へ伝達し、町が再考して当該部分を削除したという事例がございます。

基本的に国は、「特別な事情がない限り一律に減免することは適当ではない」というような考え方を持っておるようでございます。

そういう意味で、少なくとも「所得要件」ということで条件を付すことによって、一律かつ無条件にならないような形で制度設計をすることが適当ではないか

ということ、事務局としては考えているところでございます。

以上でございます。

【会長】 よろしいですか。

【委員】 はい。

【会長】 ほかにご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

【委員】 資料をありがとうございます。

資料1の裏面を見ますと、⑨の給与収入が995万円、世帯所得に直すと800万円というところが、やはり現行との差が一番大きいということで、高校の授業料の無償化も、東京都ではやっておりますけれども、そこは910万円ぐらいがエッジになっているので、やはりその所得の方々が、上の所得の方々が恩恵を受けられないという思いが、私どものほうにもよく伝わってくるところでございます。

それで、資料2を見ますと、800万、900万、まあ非常に少ない世帯数ではありますが、何世帯かいらっしゃるの、本当にそこは何かかならないのかというのは思うところでございますけれども、まず一つ、こちらの資料1の現行との差を出していただいているのですが、その改正案は、国制度の減免というのは入った状態ということでしょうかね。

何か国制度が、年齢制限がかかっていて、未就学児が半額となっているので、子ども2人の、この2人というのが何歳かによって減免の額が若干ですが、違ってくるのかなとも思いますけれども、モデルケースとして考えられているのが、お子さんの年齢はどういう形になっているのかというのを、一つ教えてください。

もう一つは、10月5日の資料2の「国民健康保険税の税率等改正案について」ということで、18ページ、19ページで、改正をした場合に横出しをして、こういう影響がありますよというのを示していただいているのですが、これまでも市独自で減免を行っていたので、その市の持ち出し分と言うのですかね、一般会計から入れていた分というのが何百万かあったと思いますけれども、そこと、今回、横出し分で178世帯、310万という、300万ぐらいの金額が入っておりますが、これまでと、今回、横出しをしたことで、今回は国制度が入ってくるので、今まで市がやっていた部分は、国が財政負担してくれる部分があるかと思うので、市の負担が令和3年と令和4年でどういうふうに変ってくるのかというのを、

ざっくりした金額でも構いませんので、教えていただければと思います。

【事務局】 ご質問ありがとうございます。

まず1点目のご質問をいただきました、今回お配りした資料1、モデルケースⅡにつきまして、国の軽減が入っているかどうかについてですけれども、モデルケースⅡのタイトルの下に、「改正案」という形で、今回シミュレーションを行った税率などについて書かせていただいております。

字が小さくて大変申し訳ないのですが、2行目に、一応設定としては、子どもの年齢については6歳以上18歳未満の子どもが2人いるという想定をさせていただいています。つまり国の制度の対象は外れているけれども、市の独自軽減や減免がかかった場合という形で見ておりますので、国の制度の恩恵は受けられない方々を対象としています。

以上が1点目の回答になります。

2点目の、今回の子育て軽減、国の制度導入と市の減免制度の改定について、市の持ち出し分がどの程度変わるかという部分についてですが、前回の協議会でもご質問いただきましたとおり、国の制度につきましては、国から2分の1、都から4分の1入ってきまして、市の持ち出しは、実際は4分の1を一般会計から繰り入れるような形での想定をしております。金額としては、本当にざっくりですけれども、数百万円規模だとは思われます。200万円～300万円です。

一方で、市独自の子育て減免制度につきましては、これは完全に市の持ち出しという形になりまして、現状は赤字繰り入れという形にはなっていない部分の計算にはなるのですが、費用額として200万円～300万円というところになります。

これについては、改正後の試算につきましても、一応310万円という試算額にはなっておりまして、そこについては、大きくは変わらない想定になっております。つまり市の持ち出し分の独自減免については大きく変わらず、国の軽減については、導入に当たって全体の費用のうちの4分の1が市で持つような形となります。

以上になります。

【委員】 ありがとうございます。

そうすると、全体としては、やはり横出しをするので、若干市の負担がふえるという理解でよろしいのでしょうかということと、10月5日の資料の、国民健康保険税の計画の中の14ページに、決算における一般会計の繰入金のことを書いてございますが、この中の法定外の決算目的以外で入ってくるという理解でよろしいのでしょうか。

【事務局】 ご質問ありがとうございます。

国の軽減分に関しては増えます。

2点目の赤字繰り入れについては、保険税の減免分については、法定外繰り入れの中に含まれない形になりますので、つまり赤字には計算されていないです。

【委員】 はい。

【会長】 本日は、主に子育て世帯の限度額についてのご質問が多かったようですけれども、ほかにまだご質問、ご意見されていない方ございますか。

【委員】 本日の議題で「その他」のところ、恐縮ですが、前半の部分というのは、私も含めて非常にわかりづらくて、要は子育ての世帯を支援しますよというところでしょうが、現時点でもコロナの報道は日々行われています。これは、来年度にとって、——今回で終わりかどうかわかりませんが、少なくとも今、新総理が言っているPCR、これを無償にするということ、それから、何度か申し上げましたが、多種の報道によっても、やはり保健所というものを武蔵野市に再設置、これは市長が言っているところですが、設置して、現在のコロナの発生をさらに食い止めるというようなことをご検討願いたい。

あわせて今回のテーマではないですが、武蔵野市で、この1年間どういう方が感染して、その原因は何だと。そして、市のネットを見ると、亡くなった方はゼロと見えますが、要は今回のコロナの感染を経験して、何が今後の課題であったか、特に保健所が統合していますから、医療での崩壊というのは、当時叫ばれていましたが、それも、武蔵野市においてもあったのかどうか、このあたりは、多分市民は強い関心を持っていると思いますので、次回以降で結構ですが、ご準備願えればと思います。

【会長】 ご意見、ご要望ということで承らせていただいてよろしいでしょうかね。

【委員】 はい。

【会 長】 ありがとうございます。

それでは、ほかにご質問、ご意見がないようでしたら、今回の諮問事項についての取り扱いの協議に入らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、協議のため、暫時休憩とさせていただきます。

(休 憩 終 了)

【会 長】 それでは、会議を再開させていただきます。

ただいまの取り扱いについて、休憩中に協議を行いました。以下のような答申(案)を皆様とともに確認いたしましたので、読み上げさせていただきます。

今回の税率等の改定では、被保険者一人当たりの改定額が平均 4.619%と過去8年間で最大となり、その算定根拠は、財政健全化計画の令和2年度一人当たりの赤字解消・削減額の目標を下回ったことによる。計算上、目標未達成分を厳格に上乘せせざるを得ないとすると、一部被保険者への急激な負担増が懸念される。

具体的には、低所得者軽減が及ばないおよそ所得300万円を超える世帯、とりわけ多人数世帯では、均等割額による影響は大きく、また、一人当たりの課税額が大きい所得階層でも、子育てや介護など暮らしの実態に照らし過重な負担とならないよう配慮されたい。

なお、国の法改正を受けた、市独自の子育て世帯減免制度の見直しについては、子どもの医療費無償化に見られるような、市の子ども子育て支援施策における所得制限の考え方との整合性について検討が求められる。

全国的に国民健康保険被保険者は減少傾向にある中、本市でも令和元年には人口に占める割合が20%を切り、うち60歳以上は44%を占める。国、東京都に対し、将来にわたり国民が安心できる医療保険制度とするために、制度設計の見直しを求めるよう望むものである。

という意見でまとめさせていただきました。

改めまして、皆様にお諮りいたします。

諮問事項「令和4年度の武蔵野市国民健康保険税の税率等について」、ただいまの意見を付した上で答申することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

【会 長】 挙手全員でございます。

それでは、ただいまの意見をつけて答申することと決定いたしました。

また、文言の微調整につきましては、会長、会長代行に一任いただければと思います。

なお、この答申文につきましては、会長代行とともに作成の上、市長へ答申いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、ご異議ないものと認め、ただいまの答申文につきましては、会長代行とともに精査の上、市長へ答申いたします。

以上で、議題（1）の諮問事項については終了いたしました。

続きまして、議題（2）の「その他」に移らせていただきます。

事務局から何かありますか。

【事務局】 本日はありがとうございました。

事務局から次回の運営協議会の日程のご案内となります。次回は、来年年明けの1月末を予定しております。議題につきましては、予算案についてご審議をしていただきたいと思いますと考えております。

よろしく願いいたします。

【会 長】 その他、特にございませんか。

(意見等：なし)

それでは、本日、予定している議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の運営協議会を終了いたします。

皆様から大変有益なご議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

本日は、お疲れさまでした。

— 了 —